

第175回

横浜市都市計画審議会

議事録

- 1 開 催 日 時 令和7年8月29日（金）午後1時00分～午後1時51分
- 2 開 催 場 所 横浜市市会議事堂3階多目的室(WEB会議形式併用)
- 3 議 案 2 ページ
- 4 出席委員及び
欠 席 委 員 3 ページ
- 5 出席した関係
職員の職氏名 4 ページ
- 6 議事のてん末 5 ページ
- 7 開 催 形 態 全部公開

第175回横浜市都市計画審議会案件表

日 時 令和7年8月29日(金)午後1時開始
場 所 横浜市市会議事堂3階多目的室
(WEB会議形式併用)

■ 審議案件

1 都市計画案件

説明区分	議題番号	件 名	内 容
No. 1	1444	横浜国際港都建設計画 下水道の変更	<p>【横浜公共下水道】 戸塚ポンプ場、笠間ポンプ場及び栄第二水再生センターをネットワーク化し、浸水被害の軽減を図るとともに、老朽化するポンプ場の円滑な再構築事業を実施するため、柏尾川右岸幹線を追加し、栄第二水再生センター放流渠を変更します。</p>
No. 2	1445 ～ 1448	横浜国際港都建設計画 特別緑地保全地区の変更	<p>【長津田町馬ノ背特別緑地保全地区】 (1445) 【白根五丁目特別緑地保全地区】 (1446) 【神大寺二丁目特別緑地保全地区】 (1447) 【南本宿特別緑地保全地区】(1448) 既存の区域と隣接する緑地を一体として、本地区の周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、区域を変更します。</p>

出席委員

政策研究大学院大学名誉教授
横浜国立大学名誉教授
横浜市立大学国際教養学部教授
千葉大学グランドフェロー
東京都立大学大学院准教授
神奈川県弁護士会
公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会副会長
一般社団法人横浜市建築士事務所協会副理事長
横浜市會議長
横浜市会副議長
横浜市会政策経営・総務・財政委員会委員長
横浜市会国際・経済・港湾委員会委員長
横浜市会市民・にぎわいスポーツ文化・消防委員会委員長
横浜市会こども青少年・教育委員会委員長
横浜市会健康福祉・医療委員会委員長
横浜市会脱炭素・GREEN×EXPO推進・みどり環境・資源循環委員会委員長

横浜市会建築・都市整備・道路委員会委員長
横浜市会下水道河川・水道・交通委員会委員長
自治会・町内会長
横浜のまちづくりに携わった経験のある者
横浜のまちづくりに携わった経験のある者

茂実子
廣見みづの
齊藤広美
池邊友子
橋本圭
菅原日出
岡田晴則
畠山造健
渕谷太廣
尾川健太
川口広子
くしま久洋
内康洋
岩真善和
月康弘
桑正貴
波俊之
川琢磨
屋琢雄
野文雄
口淳美

森地
高見廣
齊藤みの
池邊この
橋本美
菅原友
岡田日出
畠山圭
渕谷圭
尾川圭
川口圭

欠席委員

東京大学大学院教授
横浜市立大学国際教養学部准教授
横浜商工会議所副会頭
横浜農業協同組合代表理事組合長
神奈川県警本部交通部交通規制課長

樹子秀一
泉川徹
倉下健
下丸一傑
小石坂金

秀永樹子
永倉樹子
健一傑
一傑

出席した関係職員の職氏名

下水道河川局マネジメント推進部マネジメント推進課担当課長
下水道河川局課長補佐
(マネジメント推進部マネジメント推進課担当係長)
みどり環境局公園緑地部公園緑地事業課緑地保全担当課長
みどり環境局公園緑地部公園緑地事業課緑地保全担当課長
みどり環境局課長補佐 (公園緑地部公園緑地事業課緑地保全担当係長)
みどり環境局公園緑地部公園緑地事業課緑地保全担当係長

中 村 大 和
河 本 武
大 浦 史
中 嶋 章
河 村 光
芳 川 則
忍

(事務局)

建築局長
建築局企画部長
建築局企画部都市計画課長
建築局企画部都市計画課地域計画係長
建築局企画部都市計画課用途地域見直し等担当係長
建築局企画部都市計画課担当係長
建築局企画部都市計画課都市施設計画係長
建築局企画部都市計画課調査係長

樹 岡 龍太郎
大 友 直 樹
廣 澤 美津江
鶴 和 誠 子
前 田 子
北 川 邦 治
矢 野 博 治
小 林 武

●森地会長

定刻となりましたので、第 175 回横浜市都市計画審議会を開会します。
初めに審議会の進行等について、事務局から説明をお願いします。

●事務局

それでは審議会の進行等について、説明します。

今回もこれまで同様、リモート参加を併用する Web 会議形式とします。

会議の公開についてですが、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 31 条に基づく公開とし、会場及び Web での傍聴を認め、会議録も公開させていただきます。

会場及び Web で傍聴される方は、注意事項をお守りいただき、審議会の円滑な進行と秩序の維持への協力をお願いします。

続きまして、当審議会の委員を御紹介させていただきます。資料を御覧ください。

本年 5 月に「市会議員をもって充てる各種委員会委員の改選」がありましたので、就任された委員を御紹介させていただきます。

横浜市会議長の渋谷健委員でございます。

横浜市会副議長の尾崎太委員でございます。

政策経営・総務・財政委員会委員長の川口広委員でございます。

国際・経済・港湾委員会委員長のくしだ久子委員でございます。

市民・にぎわいスポーツ文化・消防委員会委員長の竹内康洋委員でございます。

こども青少年・教育委員会委員長の大岩真善和委員でございます。

健康福祉・医療委員会委員長の望月康弘委員でございます。

脱炭素・GREEN×EXPO 推進・みどり環境・資源循環委員会委員長の大桑正貴委員でございます。

建築・都市整備・道路委員会委員長の伊波俊之助委員でございます。

下水道河川・水道・交通委員会委員長の長谷川琢磨委員でございます。

続きまして、事務局を代表して、今年度建築局長に就任した樹岡より一言、御挨拶申し上げます。

●樹岡建築局長

本年度 4 月 1 日より建築局長を務めております樹岡と申します。

どうぞよろしくお願ひします。

令和 7 年度の最初の都市計画審議会にあたり、一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、かねてより、本市の都市計画につきまして、熱心に御審議を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、本年度より新たに御就任いただきました委員の皆様方におかれましても、お力添えを賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

本日は画面と音声に一部不具合が生じておりますけれども、現在復旧に向けて急ぎ修正しておりますので、御容赦いただければと思います。

まずは、都市計画審議会におきまして、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、都市計画マスタートップランの同時改定、第 8 回線引き全市見直しについて、本年 5 月 23 日に告示しましたことを御報告いたします。

本件につきましては、令和 4 年 6 月の諮問から本年 3 月まで約 3 年間、長期にわたり、かつ多くの委員の皆様に御検討いただいたこと、改めて当局を代表しまして御礼申し上げます。

横浜に人や企業を呼び込み、活力あふれる都市であり続けるためには市民や企業の皆様のニーズを的確にとらえ、土地利用に関するルールを時代に合わせて柔軟に見直していくことも必要だと考えております。

脱炭素社会の実現や、災害に強いまちづくりなど、多岐にわたる社会的要請にスピード感を持って、対応するためにも、委員の皆様方の持つ様々な知見やお力添えをいただきたいと思います。

引き続きの御支援と御協力をお願い申し上げ、簡単ではございますが私からの御挨

拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひします。

●事務局

次に、定足数についてですが、本日、御出席の委員は、25名中21名ですので、横浜市都市計画審議会条例第6条に定める2分の1の定足数に達していることを御報告します。

次に、審議案件の説明方法についてですが、事務局が説明に合わせて、前方の画面を開いていきますので、順次御覧ください。

Web傍聴の皆様におかれましては、事前にメールで連絡したとおり、画面共有のほか、横浜市ホームページにも別添資料等を掲載していますので、必要に応じて御参照ください。

現在機材トラブルがございまして、リモートで御参加いただいている委員の皆様につきましては、大変申し訳ございませんが御意見がある場合、チャットでいただきたいと思います。

チャットでいただいた質問を私の方で紹介させていただいて、お答えを差し上げたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

次に、御発言の方法ですが、事前に挙手していただき、会長の指名後に発言していただけるようお願いします。

会場にお越しの委員の皆様は、その場で挙手していただければ、ハンドマイクをお持ちします。

リモートで御参加の方につきましては、先ほど御案内したとおりとなります。どうぞよろしくお願ひします。

続いて議決方法についてですが、会長が議案について賛否をお諮りし、賛成多数の場合に、会長が議案を了承する旨を宣言します。

その際、委員の皆様に挙手を求めます。

会場で御参加の委員の皆様は、その場で挙手を、リモートで御参加の委員の皆様は、チャットにて御発言をいただければと思います。

続いて、本日の審議案件でございますが、都市計画案件が2件ございます。

事務局からの説明は以上になります。

会長、議事進行の方、よろしくお願ひします。

●森地会長

それでは、審議案件について、事務局から説明をお願いします。

●建築局都市計画課

議第1444号横浜国際港都建設計画下水道の変更「横浜公共下水道」について御説明します。

初めに、横浜公共下水道の概要について説明します。

本市の公共下水道は、青色で示す範囲を配水区域に定め、9つの処理区に分割しています。

また、黄色の丸で示すポンプ場31箇所、赤色の四角で示す水再生センター11箇所の他、主要な下水道幹線を都市計画に定めています。

今回、戸塚ポンプ場、笠間ポンプ場及び栄第二水再生センターを接続する新たな下水道幹線を追加します。

こちらが当該施設周辺の航空写真です。

JR戸塚駅から大船駅間の、柏尾川と東海道本線が並行するところに戸塚ポンプ場から栄第二水再生センターへ、笠間ポンプ場から栄第二水再生センターへ、新たに柏尾川右岸幹線で接続します。

こちらは周辺の用途地域です。

戸塚ポンプ場周辺は、商業系や住居系の用途地域となっており、栄第二水再生センターにかけては、工業地域が広がっています。

笠間ポンプ場から栄第二水再生センターにかけては工業地域が広がっており、水再生センター前の幹線道路沿いは住居系の用途となっています。

こちらは周辺の主な都市施設です。

水色で示したものが、都市計画河川です。第3号柏尾川は、スライドの上から下の方向、南に向かって流れ、第9号いたち川が合流します。

下水道幹線は、阿久和幹線、戸塚右岸幹線、柏尾下倉田幹線があります。

今回決定する柏尾川右岸幹線の一部は、これらの幹線と同じ道路の下の、より深い位置に整備されます。

続きまして、あわせて変更する、栄第二水再生センターの放流渠について説明します。

こちらが栄第二水再生センター周辺の拡大図です。

栄第二水再生センターには現在3本の放流渠が決定されていますが、うち2本が整備済みです。柏尾川右岸幹線から流入する雨水を柏尾川に放流するため、新たにポンプ施設を建設し、未整備の放流渠の位置を変更します。

次に、ポンプ場と下水道雨水幹線の役割について説明します。

雨水の排水方法は、自然排水とポンプ排水があり、「自然排水区域」は、地盤が高く、雨水を自然流下で直接河川や海に排水できる区域であるのに対して、「ポンプ排水区域」は、地盤が低く、ポンプを用いた雨水排水が必要な区域です。雨水が流入すると、ポンプ場ではポンプが稼働し、排水を開始します。

雨が強くなり、流入する雨水が、ポンプの排水能力を超えると 排水しきれなくなり、内水氾濫が起こります。このようにポンプ排水区域は、特に浸水対策が必要な区域です。

戸塚ポンプ場及び笠間ポンプ場の流域では、過去の大雨で、度々、浸水被害が発生しております、早期の浸水対策が求められています。

平成26年の台風18号では、写真でお示しする、戸塚駅周辺の内水氾濫や、戸塚駅地下鉄構内が浸水するなどの被害がありました。

今回の都市計画の変更は、こうした浸水被害を軽減するためのものです。

戸塚ポンプ場及び笠間ポンプ場の流域はこちらの範囲です。戸塚区と栄区にまたがり、面積は約300ha、周辺よりも地盤が低く、浸水リスクの高い区域です。

なお、戸塚ポンプ場の流域は、汚水と雨水を同一の管渠で排水する合流式下水道の区域です。雨天時は雨で薄まった汚水の一部が、河川に放流されることがあります、水質基準を満たすよう必要な対策を実施しています。

続きまして、柏尾川右岸幹線により、浸水被害を軽減する仕組みを説明します。

現在は、各施設は雨水幹線で接続していませんが、今回このように各ポンプ場と栄第二水再生センターを柏尾川右岸幹線によりネットワーク化し、栄第二水再生センター内に新規ポンプ施設と放流渠を整備します。

雨が降り、雨水が流入すると各ポンプ場で雨水の放流を開始しますが、大雨になり、一定の流量を超えると既存幹線から柏尾川右岸幹線に雨水を取り込み、栄第二水再生センターの新規ポンプ施設で吸い上げ、柏尾川に放流する仕組みです。

今回整備する幹線は、貯留機能を有しており、新規ポンプ施設の増設とあわせて、現在、各ポンプ場で5年に1回発生する可能性のある降雨、時間約52mmの雨に対応しているものが、10年に1回発生する可能性のある降雨、時間約64mmの雨にも対応できるようになります。

これにより、内水氾濫による浸水被害の軽減につなげます。

なお、これを超えるような豪雨については、ハザードマップの普及啓発など、減災対策を進めていきます。

また、戸塚ポンプ場・笠間ポンプ場は、供用開始から40年以上が経過しており、将来、老朽化に伴う建替えが必要です。

新規幹線によって、各ポンプ場の排水機能を栄第二水再生センターの新規ポンプ施

設で代替できるようにして、建替えを実施します。

ここから今回定める都市計画について説明します。

上位計画は、横浜市下水道事業中期経営計画では、施策1 浸水対策・計画的な浸水対策の着実な推進、施策6 老朽化対策・水再生センター等の再構築・再整備と記載されています。

また、横浜市下水道浸水対策プランでは、柏尾川右岸幹線の整備が位置付けられています。

都市計画変更の内容です

戸塚ポンプ場、笠間ポンプ場及び栄第二水再生センターをネットワーク化し、浸水被害の軽減を図るとともに、老朽化するポンプ場の円滑な再構築事業を実施するため、横浜公共下水道に、柏尾川右岸幹線を追加し、栄第二水再生センター放流渠を変更します。

こちらが戸塚ポンプ場周辺の計画図です。

こちらが栄第二水再生センター周辺の計画図です。

戸塚ポンプ場からの幹線と笠間ポンプ場からの幹線及び放流渠を示しています。

こちらが笠間ポンプ場周辺の計画図です。

なお、令和7年6月5日から6月19日まで都市計画法第17条に基づく縦覧を行い、1件の意見書の提出がありました。

意見書の要旨は都市計画の計画書や理由書などは、専門的な内容が多く、理解が難しい。説明動画もあると理解が深まると思う。また、窓口の縦覧場所でも、動画を視聴できるようになるとよい。という意見をいただきました。

これに対する都市計画決定権者の見解は、都市計画案は、法で定められた都市計画図書を縦覧しています。

縦覧窓口では、御希望に応じて職員が都市計画の内容や事業の概要を説明しています。

これらに加え、縦覧期間中は都市計画課ホームページに同内容を掲載しています。

また、本事業への理解を深めていただけるよう、都市計画案の縦覧とは別に、事業目的、内容、イメージ図及び進捗状況等を下水道河川局ホームページに掲載しています。としています。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

●森地会長

それでは、議第1444号について質疑に入ります。

只今の案件について、御質問、御意見ありましたら挙手をお願いします。

●事務局

少し補足をさせていただきます。会場の皆様、Webで御参加の皆様にお伝えしたいのですが、今回不手際でZOOMでの音声が会場に届いていない状況になっていますので、質問につきましては、チャットでさせていただければと思います。

その際、チャットは私の方で読み上げさせていただいて、これに対して回答させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

申し訳ありません。よろしくお願ひします。

●森地会長

それでは、どうぞ質問、意見お願いします。

●大桑委員

先日も九州で豪雨がありましたが、近年、気候変動の影響などによって雨の降り方が変わっており全国的にこれまでに経験したことのない豪雨が増えています。

本市においても先月、港北区の高田駅入口のマンホールが飛ぶなど、皆さん、雨や豪雨に対する注目度が高まっていると思います。私は栄区選出の議員ですが、このような中、今回栄区と戸塚区の浸水対策が進むことをとても期待していますし、市民の

方、住民の方がとても安心することだと思いますので是非とも前向きに進めていただければと思います。

過去、戸塚区、栄区でも平成16年の台風や、平成26年の台風などにより、多くの浸水被害が発生していますので、まず本市では台風や大雨による浸水被害に対して、これまでどのような体制で進めてきたのか、改めて伺いたいと思います。

●森地会長

それでは事務局お願ひします。

●下水道河川局マネジメント推進課担当課長

これまでには、先ほども説明がありました目標整備水準に対する浸水被害の防止に向けて、過去に大雨や台風が発生して浸水被害が発生した地区を優先的に進める、再度災害防止の観点、つまり、同じ場所でまた浸水被害を繰り返さないという観点で、浸水対策の事業を進めてきました。

現在の計画では、市域全体で約179地区を対象に雨水幹線等のハード整備を進めてきているところですが、今年度末には、概ね9割方完了に近づいています。

●大桑委員

再度災害防止の観点での対策は、今あったように9割方終わり、完成に近づいているということですが、気候変動の影響を踏まえると市民の皆さんからすれば安全安心を守るためににはこれからも着実に、浸水対策をスピードアップし、しっかり進めていく必要があると感じています。近年の気候変動を踏まえて今後どのような浸水対策を進めていくのか、これもお伺いしたいと思います。

●下水道河川局マネジメント推進課担当課長

気候変動は喫緊の課題と捉えております。

気候変動を踏まえた新たな下水道の浸水対策に関する考え方を今年の3月、下水道浸水対策プランという形で策定公表をさせていただいたところです。

これまでに先ほど申し上げた、再度災害防止の観点で進めてきましたが、今後はこの再度災害防止の観点に加えて、データを活用した事前防災を推進していくことを今回のプランで位置づけています。

具体的には、横浜市域下水道の管網が約12,000kmありますが、全ての雨水を排水する下水道の管渠、それから市内の水路、道路側溝といった施設をモデル化し、浸水想定のシミュレーションを実施しています。

今回の考え方としては、目標整備水準の引き上げ、事前防災の推進、減災対策の推進といったところをプランで掲げています。

●森地会長

ありがとうございます。どうぞ。

●大桑委員

最後に、今、話の中に気候変動を踏まえて対策を進めていく、目標を高くしていくという話があったと思います。今回の柏尾川の右岸幹線については気候変動を踏まえた目標の整備水準の計画となっているのかだけ最後に確認して、質問を終わります。

●下水道河川局マネジメント推進課担当課長

今回対象の幹線につきましても気候変動の影響を踏まえた計画とさせていただいています。

●森地会長

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

Web参加の方はいかがでしょうか。

今、御指摘のこととは大変重要でして、先ほど10年対応64mmとお話しがありましたけれど、東京都は今まで50mmを75mmにしています。それでも、最近100mmとか300mmとか考えられないような数字なので、完全にハードで対応するのは難しいと思いますが、大変重要なテーマですので、これからもよろしくお願ひしたいと思います。

よろしいでしょうか他に。

それでは他に御質問がないようですので、ただいまの議第 1444 号について原案どおり了承してよろしいでしょうか、御賛同いただける方は举手をお願いします。
どうもありがとうございます。

●事務局

Web の方からも賛成多数いただいています。

●森地会長

それでは議第 1444 号について原案どおり了承します。
では次の案件の説明をお願いします。

●都市計画課長

それでは、説明します。

議第 1445 号から議第 1448 号までは、特別緑地保全地区に関する案件ですので一括して説明します。

特別緑地保全地区は、都市緑地法に基づき定める地域地区です。

都市緑地法は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする法律です。

特別緑地保全地区の指定要件ですが、都市計画区域内にある公害又は災害等の防止等に資する緑地、伝統的又は文化的意義を有する緑地、地域住民の健全な生活環境の確保に必要であり、かつ、風致、景観が優れた緑地又は動植物の生息地、生育地となる緑地に該当するものについて都市計画に定めることができますとしています。

次に、本市の上位計画における位置づけについて説明します。

本市では、横浜市水と緑の基本計画を、横浜らしい水・緑環境の実現に向けて、平成 18 年 12 月に策定し、平成 28 年 6 月に改訂しました。

これに基づく重点的な取組として、「横浜みどりアップ計画」を令和 6 年 2 月に策定しており、緑地保全制度による指定の拡大など、樹林地の保全を推進しています。

これまでに指定した特別緑地保全地区は、188 地区、約 558.3ha となっています。

それでは、地区ごとに説明します。

初めに、議第 1445 号長津田町馬ノ背特別緑地保全地区の変更についてです。

本地区は、緑区の西部にあり、東急田園都市線すずかけ台駅の東約 0.4 km に位置しています。

地区の西には、都市計画道路国道 246 号線があります。

区域は全域市街化調整区域です。

現在指定されている区域は御覧のとおりです。

面積は約 0.8ha です。

今回の変更で、赤塗りの部分の面積約 4.1ha の区域を新たに加えます。

区域変更後の面積は約 4.9ha となります。

こちらは本地区の航空写真です。

続いて現況写真です。

地区南側からの遠景は御覧のとおりです。

こちらは近景です。

植生は主にシラカシ、マダケ等の混交林で覆われ、一部に広葉樹林及び草地等があります。

続いて上位計画における位置づけについてです。

横浜市水と緑の基本計画において、本地区は鶴見川流域に位置しており、樹林地・農地を保全するとともに、雨水の浸透域を保全する。あわせて緑地の担保量の向上や里山や谷戸の景観保全を進める。としています。

また、横浜市都市計画マスタープラン緑区プランにおいては、土地所有者や地域の協力を得ながら、特別緑地保全地区や市民の森の指定など、緑地保全施策を活用し、緑地を保全する。としています。

続いて、議第 1446 号白根五丁目特別緑地保全地区の変更についてです。

本地区は旭区の中央部にあり、相鉄本線鶴ヶ峰駅の北西約 1.2km に位置しています。

地区の南には、都市計画道路国道 16 号線があり、さらに南には都市計画河川帷子川があります。

区域は全域市街化区域、用途地域は第一種低層住居専用地域です。

現在指定されている区域は御覧のとおりです。

面積は約 1.7ha です。

今回の変更で、赤塗りの部分の面積約 0.1ha の区域を新たに加えます。

区域変更後の面積は約 1.8ha となります。

こちらは、本地区的航空写真です。

続いて、現況写真です。

地区東側からの遠景は御覧のとおりです。

こちらは近景です。

植生は、主に竹林で覆われ、一部に針葉樹林、草地があります。

続いて上位計画における位置づけについてです。

横浜市水と緑の基本計画において、本地区は、帷子川流域に位置しており、樹林地や農地の保全により、源流の景観を保全するとともに、まとまりのある緑を確保する。としています。

また、横浜市都市計画マスタープラン旭区プランにおいては、区内に残るまとまりのある樹林地は、特別緑地保全地区等の緑地保全制度に指定し、旭区の重要な資源である豊かな緑地を保全する。としています。

続いて、議第 1447 号神大寺二丁目特別緑地保全地区の変更についてです。

本地区は、神奈川区の中央部にあり、市営地下鉄 3 号線片倉町駅の南約 0.7km に位置しています。

地区の西には、都市計画道路三ツ沢鳥山線があり、地区の北には、都市計画道路六角橋線があります。

区域は全域市街化区域、地域は第 2 種中高層住居専用地域です。

現在指定されている区域は、御覧のとおりです。

面積は約 0.8ha です。

今回の変更で、赤塗りの部分の面積約 0.4ha の区域を新たに加えます。

区域変更後の面積は約 1.1ha となります。

こちらは本地区的航空写真です。

続いて、現況写真です。

地区北側からの遠景は御覧のとおりです。

こちらは近景です。

植生は主にカシ類、サクラ、カキ、ヒサカキ等の広葉樹林で覆われ、一部に草地があります。

続いて、上位計画における位置づけについてです。

横浜市水と緑の基本計画において、本地区は、市街地をのぞむ丘の軸に位置しており、特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく指定や、公園整備などにより、緑地を保全・活用する。としています。

また、横浜市都市計画マスタープラン神奈川区プランにおける位置づけについては、まとまった緑地は、特別緑地保全地区等の緑地保全制度を活用し、緑地の保全を推進する。としています。

最後に、議第 1448 号南本宿特別緑地保全地区の変更についてです。

本地区は旭区の南部にあり、相鉄いずみ野線南万騎が原駅の東約 1.3km に位置しています。

地区の西には、都市計画公園こども自然公園があり、東には都市計画道路保土ヶ谷

二俣川線があります。

区域は全城市街化調整区域です。

現在指定されている区域は御覧のとおりです。

面積は約 5.2ha です。

今回の変更で、赤塗りの部分の面積約 1.4ha の区域を新たに加えます。

区域変更後の面積は約 6.6ha となります。

なお、本地区の現在の名称は、南本宿緑地保全地区となっておりますが、今回の変更に際し、現行の都市緑地法の規定に合わせ、南本宿特別緑地保全地区に名称を変更します。

こちらは本地区の航空写真です。

続いて、現況写真です。

地区西側からの遠景は、御覧のとおりです。

こちらは近景です。

植生は主にスギ、ヒノキなどの針葉樹林や、クヌギ、コナラなどの広葉樹林で覆われています。

続いて、上位計画における位置づけについてです。

横浜市水と緑の基本計画において、本地区は、緑の 10 大拠点の大池・今井・名瀬地区に位置しており、特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく指定や、公園整備などにより、緑地を保全活用する。としています。

また、横浜市都市計画マスタープラン旭区プランにおける位置づけは、先ほど説明したとおりです。

以上の 4 地区について、地域住民の健全な生活環境の確保に必要であり、かつ、風致、景観が優れた緑地として、区域を変更します。

なお、今回の変更により、特別緑地保全地区は、6.0ha 増え、全部で 188 地区、約 564.2ha となります。

なお、都市計画法第 17 条に基づく縦覧を令和 7 年 6 月 5 日から 6 月 19 日まで行いましたが、意見書の提出はありませんでした。

以上で説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いします。

● 森地会長

それでは、議第 1445 号から議第 1448 号までについて、質疑に入ります。

本件については一体の都市計画ではありませんが、類似する案件ですので 4 件まとめて質疑採決を取らせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、質問、意見お願いします。

どうぞ。

● 大桑委員

御説明ありがとうございます。

本日の議題についてはもちろん賛成の立場ですが、これに関連して少し特別緑地保全地区の買取りと横浜みどり税について質問したいと思います。

先の市長選挙で、候補者の一部からみどり税の使途について存続とか扱い方について、それぞれの主張があったと思いますが、改めて横浜みどり税の使途について伺いたいと思います。

● みどり環境局公園緑地事業課担当課長

先ほど説明ありましたように本市では 2009 年度から緑の減少に歯止めをかけ、緑豊かなまち横浜を次世代に継承するために、横浜みどりアップ計画を進めています。

そちらの事業の中で、横浜みどり税をその財源の一部として活用しています。

先ほど委員から質問があった横浜みどり税の使途につきましては、主に四つの事業で使っています。

一つ目が樹林地・農地の確実な担保、二つ目が身近な緑化の推進、三つ目が維持管理の充実による緑の質の向上、四つ目がボランティアなど、市民参画の促進に繋がる事業となっています。

先ほど案内した一つ目の、樹林地、農地の確実な担保の中で、委員から質問ありました特別緑地保全地区の買い入れなどを行っています。

こちらについては、みどり税だけではなく、可能な限り国費を充当しつつ、毎年度の予算から一般財源、市債、合わせまして基金に積み立てた横浜みどり税を安定的な財源として効果的に活用しているところです。

●大桑委員

ありがとうございます。確認させていただきました。

ただ、都市計画審議会の場で言うようなことではないかもしませんが、樹林地の保全とか担保に使われていないのではないかのようなことを言っている候補者もおりましたので、誤解だとは思いますが、ぜひとも今後とも横浜みどり税の使途について、市民の方に正確な内容を伝えていただきたいと思いますし、ぜひとも成果とか実感を、共感していただくことが重要だと思います。

また、そういう意味で先ほどの説明で本市の特別緑地保全地区の指定の実績が558.3haとのことでしたが、多くの緑地が保存されていると思いますが、これらの緑地にどれぐらい横浜みどり税が使われているか、そういうこともぜひ発信していただきたいと思いますので、もし分かれば教えていただきたいと思います。

●みどり環境局公園緑地事業課担当課長

先ほど案内した特別緑地保全地区のうち、みどりアップ計画が開始された以降、どれくらい買い入れているかについて説明します。

土地所有者の方から買入れの要望を受けた土地について対応しています。

みどりアップ計画が開始された2009年から2024年度末、昨年度末までに合計で177.8haの買入れの対応をしています。

このうち、みどり税につきましては、特別緑地保全地区の177.8haの他に同じく買入れの対応をしている近郊緑地特別保全地区63.5ha、また市民の森50.4haの買入れ等にも充当しております、総額で約150億円、充当しています。

先ほど委員から指摘があったとおり、みどり税については、しっかりと使っていることをPRしたいと思っています。

特にみどり税については、緑が少ないと言われている臨海部、また多くの緑が保存されている郊外部、それぞれ同じくひとり900円お預かりしていますので、この横浜みどり税がどういうところにどういうふうに使われているかを正確にお伝えすること、またそうしたことをもって、その成果を実感して共感していただけるように、当局としましてもしっかりとPRしていきたいと考えています。

●森地会長

ありがとうございます。どうぞ。

●大桑委員

最後に意見として、貴重な緑環境、緑にみどり税が使われていますので、誤解のないようにしっかりとPRしていただいて、次世代にしっかりと緑を引き継いでいただけるようお願いします。以上です。

●森地会長

ありがとうございます。

その他いかがでしょう。どうぞ。

●大岩委員

私も同じような観点で、みどり税に関することですけれども今回樹林地の買入れということで、上がってきた案件に関しては基本的には賛成の立場ですけれども、今説明がありましたみどり税の使い道、四つの事業を説明いただいたのですけれども、今回審議で上がってきてているのは、この一番目の樹林地の買取りをして保全していくこ

とに、みどり税がほとんど使われているのではないかなと思っています。

それは別に構わないですけれども、今当局の方から説明いただいたその後の二番目、三番目、四番目のところです。

特に身近に緑を感じられるとか、臨海部に緑が無いので、その分はどうするのか、そのような面で樹林地の買取りだけにお金を使っているのではないかという批判も市民の方からいただくこともございまして、やっぱり身近な緑をどう感じるのかというのが非常に重要なのかなと思っています。その点については、どのように取り組まれているのか、樹林地を買い取られて、大きな緑で、森林で、竹やぶとか、非常に良いと思うのですけれども、それを買い取ったものを、市民が緑を感じるように、いろんな利用をしたり、活用されたり、身近にいろんな活動されている方のフィールドにするとか、色々なやり方があると思うのですけれども、買い取った樹林地をみどり税の趣旨に基づいて、どのように利用していくのかについて聞きたいと思います。

●森地会長

どうぞ。

●みどり環境局公園緑地事業課担当課長

1つのみどり税の使い道の中の樹林地以外の部分への使われ方ですけれども、森の保全に限らず、横浜都市農業と申しまして農業の方も盛んで、そういうもののPR等にも使ってています。

また、委員から指摘があったように、特にこの街中といいますか、緑が少ないと言われているところの緑化の活動、それも地域の皆様が、こういったところに緑を増やしたいといった思いを計画にして、それを後押しするものにも使っています。

2つ目の意見、質問ですけれども、保全した緑地の活用ですが、特に市民の利用がしやすいような場所にある緑地につきましては、市民の森という制度がございまして、主に森の中の散策道を整備したり、広場を整備したり、身近に森を感じてもらえるような整備にもみどり税を充当していきたいと考えています。

●森地会長

どうぞ。

●大岩委員

ありがとうございます。

先ほど説明があったように臨海部と郊外部と緑の量がだいぶ違って、特に臨海部の方はもう少し緑化に力を入れていただきたいという意見もありますので、まだまだできる政策があると思いますし、財源もあるのでぜひやっていただきたいと思います。

この都市計画審議会にかけられる案件の制度によって、横浜市内で緑が、例えば市街化調整区域が市域の4分の1は保全されているという点は、横浜市としては大変素晴らしい点ではないかと思っているのですけれども、横浜市のみどり税の取組もそうですし、緑をしっかりと確保しているという取組は大変素晴らしいと思いますので、今後PRやアピールをどんどんしていくべきではないかと思っています。

1年半後に、GREEN×EXPO2027が行われることになっているのですが、横浜市として取り組んでいる流れを、若干ずれてしまうかもしれないのですけれども、GREEN×EXPO2027に向けてどのように繋げていくのかだけ最後に確認させていただければと思います。

●みどり環境局公園緑地事業課担当課長

まさにもう2年を切ったGREEN×EXPO2027ですけれども、計画、準備は進めていますが、あわせて来場した方にこのみどりアップの取組だとか成果、そういうしたものもぜひこの機会を捉えて発信したいと考えています。

幸い、会場の隣に瀬谷市民の森もございます。

そちらもいろんなボランティアの皆様が活動されていますし、散策等もできる場所ですので、ぜひこの機会を捉えて、会場だけではなくてその隣にある市民の森も知つていただき、少しえイベント的なものも計画して、あわせて本市が取り組んでいる内容

を、しっかりと国内外に PR したいと考えています。

●森地会長

ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。Web 参加の方は。

●事務局

特に質問はないようです。

●森地会長

私からも。横浜は、巨大都市、東京、大阪、名古屋に比べると、圧倒的に斜面緑地が多い。これは横浜の都市計画の一つの良さでありますし、みどり税も、全国に先駆ける非常に先駆的な方法だったので、ぜひ応援していただければと思います。

それでずっと申し上げてきたことは、神奈川県の緑地というのはどんどん、ササ、ヤブに変わって、あと、葛がはびこって、在来の木がだんだん枯れさせられるようなことが起こっていますので、これをどうするかと、大変大きな問題だということを何度もこの場で申し上げています。

おそらく、これはお金をかけてというのは大変なので、むしろ地元の方々がボランティア、あるいは楽しみでやっていただけるようなことを考えたらいいのではないかということ、何度も申し上げています。ぜひそのようなことにもお気遣いいただければ、幸いでございます。

それでは御発言ございませんので、ただいまの 1445 号から 1448 号までについて、原案どおり了承してよろしいでしょうか、御賛同いただける方は挙手をお願いいたします。

ありがとうございます。

●事務局

Web の方からも御賛同いただいています

●森地会長

それでは原案どおり了承します。

本日の案件は以上です。

事務局から事務連絡をお願いします。

●事務局

次回の開催は、令和 7 年 11 月 21 日金曜日午後 1 時開始を予定しています。

正式な開催通知につきましては、後日改めてお送りしますので、よろしくお願ひします。

事務局からの連絡は以上です。

●森地会長

ありがとうございます。

以上をもちまして、第 175 回横浜市都市計画審議会を閉会します。

本日は長時間にわたり御審議いただきましてありがとうございました。

了